

## ● 序章 計画の位置づけ、目的等

### 1. 住宅・建築物の耐震化の必要性

- 平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では旧耐震基準で建てられた建物（昭和 56 年 5 月以前に建築着工されたもの）の倒壊等により、多くの方が亡くなりました。
- 平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震などの大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。
- 近年においても、平成 28 年 4 月の熊本地震や平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震などの大地震が発生し、大きな被害が出ています。
- このように、日本ではいつ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況にあり、切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震が発生すると被害は甚大になると想定されています。特に、南海トラフ巨大地震\*については、東日本大震災を上回る被害が想定され、政府の地震調査研究推進本部発表（令和 2 年 1 月 1 日）によると、今後 30 年以内での発生確率は 70～80%と非常に高い確率であるとされています。加えて、本県における活断層である奈良盆地東縁断層帯による地震の今後 30 年間での発生確率はほぼ 0～5%であり、発生確率の「高いグループ」に属しています。活断層地震は南海トラフ地震と異なり数千年単位の間隔で発生するため発生確率が低く評価されますが、活断層地震の中で発生確率 5%は決して低い値ではなく、安全であるとはいえません。これらの地震が発生した場合には多数の死傷者の発生や甚大な建物被害が起こることを認識し、地震から人的・経済的被害の軽減を図るため住宅・建築物の耐震化を進めることが必要です。

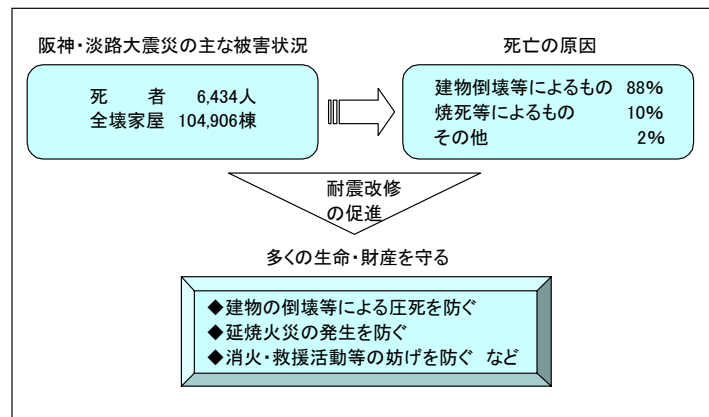


図 1 住宅・建築物の耐震化の必要性

### 2. 計画の位置づけ

- 平成 17 年 9 月、中央防災会議において「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標に、国は住宅及び特定建築物（学校、病院、百貨店、事務所など）の現状（平成 17 年）の耐震化率 75%を平成 27 年までに少なくとも 90%にすべきという目標を掲げました。この目標達成のため、「計画的な耐震化の推進」、「建築物に対する指導の強化」、「支援措置の拡充」を柱として「建築物の耐震改修の促進に関する法律\*」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、都道府県は国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき耐震改修促進計画の策定が義務づけられるとともに、市町村においても耐震改修促進計画の策定に努めることとなりました。
- 本県では、このような背景を踏まえ、平成 19 年 3 月に平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 カ年の計画である「奈良県耐震改修促進計画」を策定しました。
- その後、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などを背景に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 5 月に耐震改修促進法が改正（平成 25 年 11 月施行）され、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断\*の義務化や耐震診断結果の公表などの措置を講じるよう規定されたことを踏まえ、平成 28 年 3 月に「奈良県耐震改修促進計画」を改定しました。

- また、平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震におけるブロック塀等の倒壊被害を背景に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の改正」が平成 31 年 1 月に施行され、通行障害となる建築物として、一定の長さ及び高さを超える組積造の塀に係る事項が追加されました。
- このような背景を踏まえ、県が策定している「奈良県国土強靱化地域計画」、「奈良県地域防災計画\*」を上位計画とし、住宅については「奈良県住生活基本計画」との連携を図り、住宅・建築物の耐震化を促進するため「奈良県耐震改修促進計画」を改定するものです。

### 3. 計画の目的と計画期間

- 本計画は、本県において、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とします。
- 本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 ヶ年の計画とします。

### 4. 耐震化の促進を図る建築物

- 阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、特に、昭和 56 年 5 月以前に建築された古い建築物の被害が顕著に見られたことを踏まえ、本計画の重点対象建築物は昭和 56 年 5 月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で「住宅」「多数の者が利用する建築物等\*」及び「公共建築物」を対象とします。

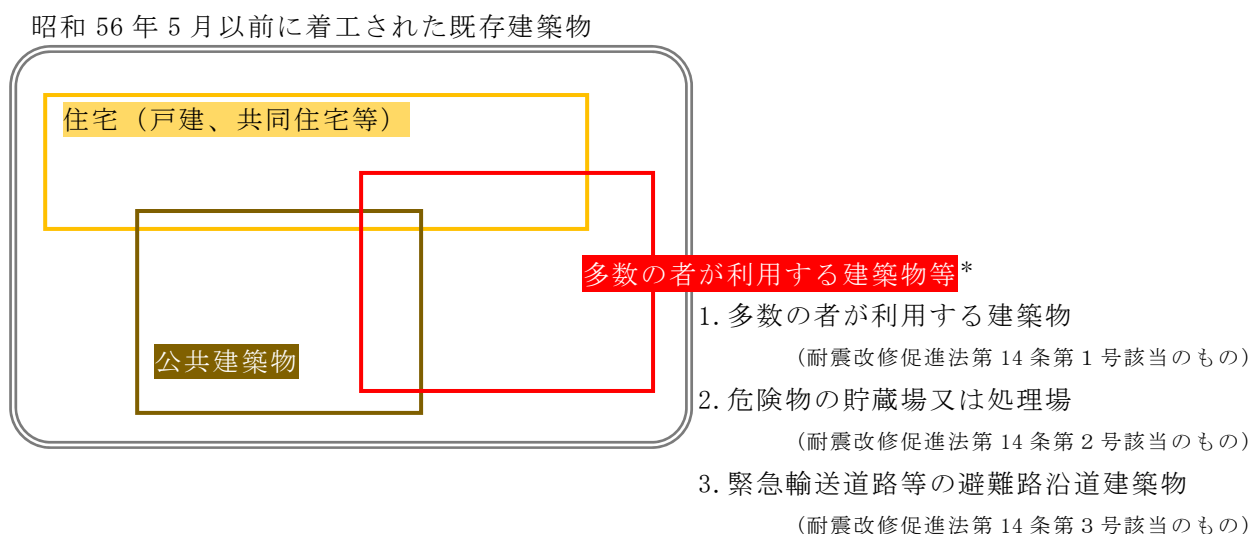


図 2 本計画の重点対象建築物

- また、これら重点対象建築物のほか、昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物のうち、その後の耐震基準改正により現行基準に適合していない多数の者が利用する建築物等\*や木造住宅についても本計画の対象にするとともに、地震時の建築物の総合的な安全対策を図るため、次に掲げる建築設備、工作物なども本計画の対象に加え、県内全域の建築物等の地震に対する安全性の向上を図ることとします。
  - 居住空間内の安全対策
  - エレベーター、エスカレーターの安全対策
  - 工作物等の安全対策
  - 大規模空間の天井崩落対策など